

川口市自主防犯組織育成指導要綱

第1条 育成の目的

「防犯のまちづくり」の一環として、自主防犯組織を結成し、市及び地域住民との円滑な協力体制の推進を図る。

第2条 担当機関

総括的事務は、危機管理部くらし安全課において行う。

第3条 組織の編成

1 組織の母体

自主防犯組織(以下「組織」という。)は、町会、自治会及び継続して防犯活動を行う団体を母体として結成するものとする。

2 組織の役割

防犯知識の普及及び意識高揚

防犯パトロール

第4条 防犯活動を行う団体の登録及び変更

1 登録

防犯活動を行う団体として登録申請しようとする組織の代表者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 変更

登録内容に変更が生じた場合、組織の代表者は、様式第2号の変更申請書に変更内容を記載し市長に提出しなければならない。

第5条 組織の育成、指導及び援助

1 育成

(1) 町会・自治会

市全域を対象として組織率100%を目標とし、組織結成を促進するものとする。

(2) 防犯活動を行う団体

団体登録を行うとともに、市全域に活動の輪が広がるよう、組織結成を促進するものとする。

2 指導

組織結成後に行う防犯パトロールその他の活動については、市又は警察署が指導助言を行うことができる。

3 援助

この要綱に基づき、組織を結成し、防犯活動を実施する組織に対し、市は予算の範囲内において防犯資機材の整備経費の一部を補助することができる。

第6条 補助金の交付要綱は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。